相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県仲多度郡多度津町大字葛原五二四番地二、最後の住所東京都練馬区中村南三丁目二三番一一号ＳＯＭＰＯケア　ラヴィーレ鷺ノ宮　被相続人　亡　松岡　昱夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　上村　哲史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区高輪一丁目四五番地、最後の住所横浜市青葉区荏田町三五三番地一東急ドエル荏田ビレジＡ棟一〇八　被相続人　亡　梅原　壯公

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

横浜市青葉区荏田北二丁目一〇番地二八　相続財産管理人　司法書士　下山　邦弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市幸区北加瀬二丁目八八〇番地四四、最後の住所川崎市幸区北加瀬二丁目一八番一五号　被相続人　亡　後藤　禮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

川崎市中原区新丸子東三丁目九四六番地　関口組小杉ビル三階　こすぎ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　田中　達哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新発田市虎丸八八六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　佐久間ノブ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

新潟市中央区医学町通二番町七四番地　バンビル八〇一号室　弁護士法人バンビル法律事務所　相続財産管理人　弁護士　寺尾　昌樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井市大和田町第二七号四番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　前川　榮一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

福井市春山一丁目四番一一号春山ビル三階　和田晋一法律事務所　相続財産管理人　弁護士　和田　晋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県敦賀市桜町六番、最後の住所福井県敦賀市桜町六番一八号　被相続人　亡　西本　紀祥

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

福井県敦賀市鋳物師町四番八号　相続財産管理人　弁護士　髙辻　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県安曇野市豊科三九九四番地四、最後の住所長野県安曇野市穂高牧一〇四五番地六　被相続人　亡　飯塚　邦宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

事務所長野県北安曇郡白馬村大字北城三九七番地　相続財産管理人　司法書士　帯金　康祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県玉名郡長洲町大字永塩一三四番地、最後の住所長野県松本市波田六八五七番地温心寮　被相続人　亡　浦塘　直行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

事務所長野県松本市北深志一丁目九番二七号新町ビル二階　相続財産管理人　司法書士　飯島　勧

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県袋井市高尾七三八番地二、最後の住所広島県三次市十日市東五丁目六番二五号（一〇五号）　被相続人　亡　山本　厚

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

事務所静岡県浜松市東区上新屋町二三一番地の六　相続財産管理人　野々垣守道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県安城市御幸本町九八番地六、最後の住所愛知県安城市御幸本町七番一号　被相続人　亡　加藤　陽通

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

愛知県安城市三河安城本町一―二九―一六　三河安城法律事務所　相続財産管理人　弁護士　森　未央子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市東山区柿町通大黒町東入山城町二八五番地、最後の住所京都市山科区西野様子見町一番地の二　被相続人　亡　堀口　進久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

事務所京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町二六三　京榮烏丸ビル七階　つかさ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　稲垣　眞咲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市上鳴尾町一番、最後の住所兵庫県西宮市里中町三丁目七番一六―一〇一号　被相続人　亡　和田　惠介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

神戸市中央区京町八〇番　クリエイト神戸九階　弁護士法人東町法律事務所　相続財産管理人　弁護士　幸寺　覚

第22期決算公告　平成30年6月11日

埼玉県日高市上鹿山689―1

日野ユートラック＆エンジニアリング株式会社

代表取締役　若林　昌也

貸借対照表の要旨（平成30年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,761,663
	固定資産	449,653
	合計	2,211,316
負債及び純資産の部	流動負債	549,862
	固定負債	38,482
	株主資本	1,622,972
	資本金	450,000
	資本剰余金	158,831
	利益剰余金	1,014,141
	利益準備金	13,277
	その他利益剰余金	1,000,864
	（うち当期純利益）	（194,415）
	合計	2,211,316